

提 供 日 2026/08/03
タイトル 毎月勤労統計調査 調査員証の紛失
担 当 企画部統計活用課
連 絡 先 商工・経済班
TEL 054-221-2248



幸福度日本一の静岡県

1 要旨

令和8年7月10日、統計調査員が調査活動中に毎月勤労統計調査統計調査員証を紛失した。

※統計調査員は、県知事が任命する地方公務員（非常勤の特別職）

2 概要

（1）紛失した毎月勤労統計調査統計調査員証

大きさ縦 69mm×横 97mm、首に掛けるストラップ付のカードホルダー入り。調査員の氏名、任命期間及び毎月勤労統計調査調査員であることを証明する旨の記載と県知事印、左上に調査員の顔写真を「静岡県」と記載のある保護シールで貼付してある。

（2）紛失場所 静岡市内

（3）経緯

7月10日（金） 午後4時頃	・統計調査員が調査対象事業所を訪問し調査結果を配布していたところ、紛失に気がついた。統計調査員証は首から掛けた状態で携帯していたが、事業所への訪問途中で調査員証を首から外して行動していた。このときに落とした可能性が高いとのこと。 落とした区間の事業所周辺の探索、最後に持っていたことを鮮明に記憶している調査対象事業所への確認を行ったが発見されなかった。
7月13日（月） 午前9時30分頃	・統計調査員から県へ、統計調査員証の紛失について報告あり。 ・県から統計調査員へ、自宅内の搜索及び警察への遺失物届の提出については未了だったため対応依頼し、引き続き事業所周辺の探索を続けるよう伝えた。
7月23日（木） 午後3時頃	・県から統計調査員へ状況確認の連絡。 ・警察へ遺失物届を出しているが発見連絡なし、紛失時に訪問した事業所全体からも見つかった報告はないと報告。 ・県担当が一度調査員自宅及び対象事業所周辺に出向き、調査員と同伴し統計調査員証を搜索する旨を伝えた。
7月28日（火） 午前10時頃から 午後1時頃まで	・統計調査員宅へ臨宅。自宅内に統計調査員証がないことを確認。 ・紛失当時の訪問順にあわせ道路及び対象事業所の敷地内を搜索したが発見に至らなかった。

3 再発防止策

今後の毎月勤労統計調査調査員向け説明会等において、統計調査員証の管理について十分注意し、例年の内容に加え、“統計調査員証の着脱は自宅内で行い、不用意に外ではずさないようにする”ことを周知する。

（参考）毎月勤労統計調査

- ・ 政府の特に重要な調査として統計法に定められた基幹統計調査であり、厚生労働省が都道府県を通じて、毎月実施している。
- ・ 雇用労働者の賃金（給与）、労働時間、出勤日数及び労働者数の変動を明らかにするための調査。調査結果は国や都道府県の経済政策の基礎資料として活用されるほか、雇用保険や労災補償給付額の改定にも利用されている。